

(別表 7)

有料老人ホーム重要事項説明書

記入年月日	2024 年 7 月 1 日
記入者名	福井 渉
所属・職名	そんぽの家 武庫之荘 ホーム長

※ サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームについては、「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について（2011年10月7日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡）」の別紙4の記載内容を合わせて記載して差し支えありません。その場合、以下の1から3まで及び6の内容については、別紙4の記載内容で説明されているものとみなし、欄自体を削除して差し支えありません。

1. 事業主体概要

種類	個人／ 法人	
	※法人の場合、その種類	営利法人
名称	(ふりがな) そんぽけあかぶしきがいしゃ SOMPOケア株式会社	
主たる事務所の所在地	〒140-0002 東京都品川区東品川四丁目12番8号	
連絡先	電話番号	03-6455-8560
	FAX 番号	03-5783-4170
	ホームページアドレス	https://www.sompocare.com/
代表者	氏名	鷺見 隆充
	職名	代表取締役
設立年月日	1997 年 5 月 26 日	
主な実施事業	※別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)	

2. 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) そんぽのいえ むこのそう そんぽの家 武庫之荘	
所在地	〒661-0046 兵庫県尼崎市常松1丁目22番3号	
主な利用交通手段	最寄駅	阪急神戸線「武庫之荘駅」
	交通手段と所要時間	バス利用の場合 ① 尼崎市バス 45.46 系統に乗車約 10 分、武庫営業所で下車、徒歩約 3 分 ② 尼崎市バス 40 系統に乗車約 10 分「常陽中学校」で下車、徒歩約 7 分
連絡先	電話番号	06-6431-2194
	FAX 番号	06-6431-2254
	ホームページアドレス	https://www.sompocare.com/service/home/kaigo/H000216
管理者	氏名	福井 渉
	職名	ホーム長
建物の竣工日		2006 年 3 月 1 日
有料老人ホーム事業の開始日		2006 年 4 月 1 日

(類型)【表示事項】

1 又は 2 に該当する場合	1 介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）	
	2 介護付（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合）	
	3 住宅型	
	4 健康型	
1 又は 2 に該当する場合	介護保険事業者番号	2873004572
	指定した自治体名	尼崎市
	事業所の指定日	2006 年 4 月 1 日
	指定の更新日（直近）	2024 年 4 月 1 日

3. 建物概要

土地	敷地面積	1,202.00 m ²					
	所有関係	1 事業者					
		2 事業者が賃借する土地					
		抵当権の有無	1 あり ☒ 2 なし				
		契約期間	☒ あり (2006年4月1日~2026年3月31日) 2 なし				
		契約の自動更新	☒ あり 2 なし				
建物	延床面積	全体	1,776.00 m ²				
		うち、老人ホーム部分	1,776.00 m ²				
	耐火構造	☒ 耐火建築物 2 準耐火建築物 3 その他 ()					
	構造	1 鉄筋コンクリート造 ☒ 鉄骨造 3 木造 4 その他 ()					
	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物					
		☒ 2 事業者が賃借する建物					
		抵当権の設定	1 あり ☒ 2 なし				
		契約期間	☒ あり (2006年4月1日~2026年3月31日) 2 なし				
		契約の自動更新	☒ 1 あり 2 なし				
	居室の状況	居室区分	☒ 1 全室個室				
		【表示事項】	2 相部屋あり				
			最少	人部屋			
			最大	人部屋			
			トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分※
		タイプ1	☒ 有 / 無	有 / ☒ 無	18.00 m ²	48 室	介護居室個室
		タイプ2	有 / 無	有 / 無	m ²		
		タイプ3	有 / 無	有 / 無	m ²		
		タイプ4	有 / 無	有 / 無	m ²		
		タイプ5	有 / 無	有 / 無	m ²		
		タイプ6	有 / 無	有 / 無	m ²		
		タイプ7	有 / 無	有 / 無	m ²		

	タイプ 8	有／無	有／無	m ²		
	タイプ 9	有／無	有／無	m ²		
	タイプ 10	有／無	有／無	m ²		
※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入。						
共用施設	共用便所における 便房	3 か所	うち男女別の対応が可能な 便房		0 か所	
			うち車椅子等の対応が可能な 便房		3 か所	
	共用浴室	3 か所	個室		3 か所	
			大浴場		0 か所	
	共用浴室における 介護浴槽	1 か所	チェアー浴		か所	
			リフト浴		1 か所	
			ストレッチャー浴		か所	
			その他		か所	
	食堂	1	あり	2	なし	
	入居者や家族が利用 できる調理設備	1	あり	2	なし	
	エレベーター	1	あり（車椅子対応）	2	あり（ストレッチャー対応）	3
	4	なし				
消防用設備 等	消火器	1	あり	2	なし	
	自動火災報知設備	1	あり	2	なし	
	火災通報設備	1	あり	2	なし	
	スプリンクラー	1	あり	2	なし	
	防火管理者	1	あり	2	なし	
	防災計画	1	あり	2	なし	
その他						

4. サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	入居者の意思を尊重し、心身の特性にあわせた自立支援サービスを提供することを通じて、生活の質の向上を目指す。また、地域とのかかわりを深め、入居者の地域での暮らしを支える。 ＜個人情報の保護について＞ 事業者およびその職員は、業務上知り得た入居者、身元保証人および入居者の家族に関する秘密および個人情報についてはその保護に努め、入居者もしくは他の入居者の生命・身体・精神に危険がある場合、法令に基づく場合、法令により許容されている場合等、正当な理由がある場合または当該秘密もしくは個人情報の主体の事前の同意がある場合を除き、契約期間中および契約終了後も、第三者に漏らすことはない。 ＜虐待防止に関する事項＞ 1 事業者は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。 (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の定期的な実施 (2) 入居者およびその家族からの苦情処理体制の整備 (3) 成年後見制度の利用支援 (4) 虐待防止に関する責任者として管理者を選定 (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、職員に周知徹底を図る (6) 虐待の防止のための指針の整備 (7) その他虐待防止のために必要な措置 2 事業者は、サービス提供中に、事業者の職員または養護者(入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、すみやかに、これを市区町村に通報するものとする。
サービスの提供内容に関する特色	のびのびとこれまで通りの暮らしにつながる、自由に自立した生活ができる環境を整え、それぞれのお部屋で、趣味に興じたり、自然に身体を動かしたり、思い思いにお過ごしいただけます。

	お一人おひとりの状態を考慮した「カスタムメイドケア」の実践により、自立した生活の支援を致します。 テクノロジーの活用により、介護における利用者の選択肢を増やし、介護職は人にしかできない介護に注力することで、利用者の自立支援、QOL 向上を目指します。			
入浴、排せつ又は食事の介護	☒ 1	自ら実施	2 委託	3 なし
食事の提供	1	自ら実施	☒ 2 委託	3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	☒ 1	自ら実施	2 委託	3 なし
健康管理の供与	☒ 1	自ら実施	2 委託	3 なし
安否確認又は状況確認サービス	☒ 1	自ら実施	2 委託	3 なし
生活相談サービス	☒ 1	自ら実施	2 委託	3 なし

（介護サービスの内容） ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の 加算の対象となるサービスの 体制の有無	入居継続支援加算	(I)	有 / ☐ 無
		(II)	☒ 有 / 無
	生活機能向上加算		有 / ☐ 無
	個別機能訓練加算	(I)	有 / ☐ 無
		(II)	有 / ☐ 無
	夜間看護体制加算	(I)	有 / ☐ 無
		(II)	☒ 有 / 無
	若年性認知症入居者受入加算		☒ 有 / 無
	協力医療機関連携加算		☒ 有 / 無
	退居時情報提供加算		☒ 有 / 無
	口腔・栄養スクリーニング加算		☒ 有 / 無
	科学的介護推進体制加算		☒ 有 / 無
	A D L維持等加算	(I)	☒ 有 / 無
		(II)	有 / ☐ 無
	退院・退所時連携加算		☒ 有 / 無
	看取り介護加算	(I)	☒ 有 / 無
		(II)	有 / ☐ 無
	認知症専門ケア加算	(I)	有 / ☐ 無
		(II)	有 / ☐ 無
	高齢者施設等感染対策向上加算		有 / ☐ 無
	生産性向上推進体制加算	(I)	☒ 有 / 無
		(II)	有 / ☐ 無

	サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	有 / ☐ 無
		(Ⅱ)	有 / ☐ 無
		(Ⅲ)	有 / ☐ 無
	介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)	☒ 有 / 無
		(Ⅱ)	有 / ☐ 無
		(Ⅲ)	有 / ☐ 無
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無			有 / ☐ 無
※有の場合、介護・看護職員の配置率			: 1

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可		☒ 1 救急車の手配 ☒ 2 入退院の付き添い 3 通院介助 4 その他 ()	
協力医療機関	1	名称	あいぜん伊丹クリニック
		住所	伊丹市堀池 3-9-25 廣野ビル 1F
		診療科目	内科
		協力内容	24 時間の往診対応、日常の健康相談、入院及び救急の受入れ医療機関の手配
	2	名称	医療法人社団 EMIFULL 尼崎ホームケアクリニック
		住所	兵庫県尼崎市南武庫之荘 1-19-28 ム・ブルー・デ・プラト 301 号室
		診療科目	内科
		協力内容	24 時間の往診対応、日常の健康相談、入院及び救急の受入れ医療機関の手配
協力歯科医療機関	1	名称	医療法人孝陽会 戸谷歯科クリニック
		住所	大阪府大阪市北区中津 2 丁目 3 番 10 号
		診療科目	訪問歯科診療
		協力内容	医療法人福翔会 福森歯科クリニック分院
	2	名称	大阪府大阪市福島区鷺市 1-7-39 ハイグレードマンション十番館 1 階
		住所	訪問歯科診療
		診療科目	くるみ歯科
		協力内容	兵庫県尼崎市立花町 4 丁目 16-30 渡部ハイツ 103
	3	名称	訪問歯科診療
		住所	医療法人孝陽会 戸谷歯科クリニック
		診療科目	大阪府大阪市北区中津 2 丁目 3 番 10 号
		協力内容	訪問歯科診療

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可	1 一時介護室へ移る場合 ☒ 2 介護居室へ移る場合 3 その他 ()
判断基準の内容	(事業者からの申し出による移り住み) 1 事業者は、入居者の心身の状況の変化により、入居時の居室では必要となる介護サービスの提供に支障をきたすこととなった場合、またはその他の事情により、入居者の居室を変更する必要があると判断する場合には、居室を変更できるものとする。なお、変更前後の居室の月額費用が異なる場合は、入居者および身元保証人の同意を得た上で、月額費用を変更することがある。 2 事業者は、前項により居室を変更する場合は、次の各号に掲げるすべての手続きを行うものとする。 (1) 協力医療機関の医師または主治医の意見を聴く。 (2) 緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設ける。 (3) 入居者および身元保証人に、変更後の居室および介護サービス等の内容、その他の権利、専有面積および階数等の変更、それらに伴う費用負担の増減の有無ならびにその内容について、説明を行う。 (4) 入居者および身元保証人の同意を得る。 (5) 変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結する。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、退去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。 3 本状により居室を変更する場合、第40条第2項(明渡しおよび原状回復)の定めに従い、入居者は変更前の居室の原状回復をするものとする。 (入居者または身元保証人からの申し出による移り住み) 1 入居者および身元保証人は、事業者に対し、居室の変更を請求することができる。事業者は、これに応じる義務は負わないが、入居者および身元保証人の希望、本ホームおよび事業者が運営する他の有料老人ホームにおける空室の状況、他の入居希望者の状況等を踏まえ、可能な限りかかる請求に応じるものとし、入居者および身元保証人と協議の上、変更先

		の居室を決定するものとする。 2 本ホーム内の変更については、変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結するものとする。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、退去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。 3 事業者が運営する他ホームへの変更については、事業者の計算するところにより精算をし、退去手続きの上、再度変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結するものとする。 4 前第2項および第3項の場合は、第40条第2項（明渡しおよび原状回復）の定めに従い、入居者は変更前の居室の原状回復をするものとする。	
手続きの内容		1 協力医療機関の医師または主治医の意見を聴く。 2 緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設ける。 3 入居者および身元保証人に、変更後の居室および介護サービス等の内容、その他の権利、専有面積および階数等の変更、それらに伴う費用負担の増減の有無ならびにその内容について、説明を行う。 4 入居者および身元保証人の同意を得る。 5 変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結する。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、退去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。	
追加的費用の有無		1 あり	☒ 2 なし
居室利用権の取扱い		なし	
前払金償却の調整の有無		1 あり	☒ 2 なし
従前の居室と の仕様の変更	面積の増減	☒ 1 あり	2 なし
	便所の変更	1 あり	☒ 2 なし
	浴室の変更	1 あり	☒ 2 なし
	洗面所の変更	1 あり	☒ 2 なし
	台所の変更	1 あり	☒ 2 なし
	その他の変更	1 あり	(変更内容)
		☒ 2 なし	

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	1 あり	☒ 2 なし
	要支援の者	1 あり	☒ 2 なし
	要介護の者	☒ 1 あり	2 なし
留意事項	(禁止または制限される行為) 1 入居者は、本ホームの利用にあたり、本ホームまたはその敷地内において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 第6条(譲渡、転借等の禁止)の規定に反して、入居者以外の第三者に居室その他の本ホームの施設を使用させること。 (2) 各種サービスの提供に際し、過剰なサービスを要求すること(特定施設入居者生活介護等を利用する場合の介護サービス計画に含まれていないサービスの要求を含む)。 (3) 他の入居者の許可なく他の入居者の居室に入室すること、その他の他の入居者の生活や事業者による他の入居者に対するサービスの提供に悪影響を及ぼすこと。 (4) 他の入居者または事業者の職員の身体・財産に危害を及ぼすことおよび危害を及ぼすとの威勢を示すこと。 (5) 本ホームの共同生活の秩序を乱し、他の入居者または事業者の職員に迷惑をかける行為(各種ハラスメント行為を含む)、その他本ホームの健全な運営に支障をきたす行為。 (6) 銃砲刀剣類、爆発物、発火物、火器、有毒物等の危険な物品等を搬入・使用・保管すること。 (7) 大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し、または備え付けること。 (8) 排水管、その他を腐食させるおそれのある液体等を流すこと。 (9) 大声、テレビ・ステレオ等の操作、楽器の演奏、その他により、大音量等で近隣に迷惑を与えること。 (10) 猛獣・毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。 (11) 騒音、振動、居室内を著しく不衛生にする等により、近隣または他の入居者に迷惑をかけること。 (12) その他運営・管理規程に違反する行為。 2 入居者は、本ホームまたはその敷地内もしくはその周辺において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要		

	求行為をすること。 (2) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為をすること。 (3) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、事業者の信用を毀損し、または事業者の業務を妨害する行為をすること。 (4) 著しく粗野なもしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、本ホームの他の入居者、その関係者、周辺住民、通行人、または事業者の職員に不安を与えること。 (5) 本ホームに反社会的勢力を入居させ、反復継続して反社会的勢力を出入させ、または本ホームを反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。 (6) その他前各号に準ずる行為をすること。 3 入居者は、本ホームの利用にあたり、事業者の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。また、事業者は他の入居者からの苦情、その他の場合に、その承諾を取り消すことがある。 (1) 居室、共用施設、または敷地内に物品を置くこと（ただし、本ホームの運営に支障がない限りの入居者個人の衣類や家具備品の居室内への持ち込みは除く）。 (2) 本ホーム内において、営利その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告等の活動を行うこと。 (3) 本ホームの増築・改築・移転・改造・模様替え、居室の造作の改造等を伴う模様替え、敷地内において工作物を設置すること。 (4) 動物（第1項第(10)号に該当する場合は除く）を飼育すること。 (5) 入居者が入居者の家族その他の入居者の関係者を付添・介助・看護等の目的で居室内に居住または宿泊させること。 (6) 運営・管理規程等において、事業者がその承諾を必要と定めるその他の行為を行うこと。 4 入居者は、入居者の家族その他の入居者の関係者が前第1項、第2項および第3項にかかる行為を行った場合には、速やかに当該行為者による当該行為を中止させなければならない。 5 入居者に前第1項、第2項、第3項および第4項の義務を履行する能力がない場合、身元保証人が入居者に代わり前第1項、第2項、第3項および第4項の義務を負う。
--	--

	6 入居者は、本ホームの利用にあたり、次の各号に掲げる事項については、あらかじめ事業者と協議を行うこととし、事業者はこの場合の基本的な考え方を運営・管理規程に定めることとする。 (1) 入居者が1か月以上居室を不在にする場合の居室の保全、連絡方法、各種費用の支払いとその負担方法 (2) 事業者が入居者との事前協議を必要と定めるその他の事項 7 入居者が、第1項、第2項、第3項もしくは第4項の規定に違反し、または第6項の規定に従わず、事業者、事業者の職員、他の入居者などの入居者および身元保証人以外の第三者に損害を与えた場合は、事業者または当該第三者に対して損害賠償責任が生ずることがある。
契約の解除の内容	(事業者の契約解除) 1 事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、入居者に対し、居室の明渡しを通告し、本契約を解除することができる。 (1)入居時の提出書類に虚偽の事項を記載し、または虚偽の資料を提出し、その他不正の手段を用いて入居したとき。 (2)第30条（入居までに支払う費用）に定める前払金または内金を事業者の定める支払期日までに支払わなかったとき (3)第31条（入居後に支払う月額費用）に定める月額費用、その他これに準じる事業者に対する支払を2か月以上遅延し、または、正当な理由なくしばしば遅延し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず支払わなかったとき。 (4)建物・付帯設備・敷地を故意または重大な過失により滅失、毀損、汚損したとき。 (5)2か月を超える長期の不在・外泊により、復帰の目途がたらず本契約を継続する意思がないものと事業者が認めたとき。 (6)入居者の心身の状態が著しく悪化し、継続的に医療行為が必要となり、かつ、有料老人ホームにおける通常の介護方法および接遇方法ではこれに対応することができないとき（かかる場合、事業者は、原則として、協力医療機関の医師または主治医の意見を聴き、一定の観察期間を置くものとする）。

	(7)入居者の行動が、他の入居者または職員の身体・生命・精神に危害を及ぼし、または、その危害の切迫したおそれがあり、かつ、有料老人ホームにおける通常の介護方法および接遇方法ではこれを防止することができないとき（かかる場合、事業者は、原則として、協力医療機関の医師または主治医の意見を聴き、一定の観察期間を置くものとする）。 (8)第6条（譲渡、転借等の禁止）または第25条第1項、第3項、第4項（禁止または制限される行為）の規定その他本契約の規定に違反し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、これを是正しないとき。 (9)その他、入居者、身元保証人、入居者の家族その他の入居者の関係者が、事業者、職員、他の入居者等に対して社会通念上許容できないような行為を行う等、事業者との信頼関係を破壊する行為があり、本契約を継続することが困難と認められるとき。 2 前項の場合、事業者は、通告に先立ち、入居者（入居者に弁明の能力がない場合は身元保証人）に対し弁明の機会を設けるものとする。事業者は、入居者の移転先の有無等について確認し、移転先がない場合には、入居者、身元保証人、入居者の家族等の関係者と協議し、移転先の確保にできる限り協力し、解除日および居室を明け渡す期日の決定において配慮するよう努めるものとする。 3 事業者は、入居者または身元保証人が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告・手続きを要さず、直ちに本契約を解除することができる。 (1) 第11条（反社会的勢力に関する表明・保証）に反する事実が判明したとき、または、反していると事業者が合理的に判断したとき。 (2) 第25条第2項各号（禁止または制限される行為）に掲げる行為を行ったとき。 4 事業者は、本条第1項または第3項に基づき本契約を解除した場合、入居者または身元保証人に損害が生じて、何らこれを賠償する責任を負わない。 (入居者からの契約解除) 1 入居者は、事業者に対して、事業者の定める書面をもって、少なくとも解除日の30日前に申し入れを行うことに
--	--

	より、本契約を解除することができる。入居者は、事業者に対し、解除日までに居室を明け渡さなければならない。 2 入居者が、前項の書面を提出しないで居室を退去した場合には、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、解除されたものとする。 3 入居者は、事業者について、第11条（反社会的勢力に関する表明・保証）に反する事実が判明したときは、何ら催告を要さず、直ちに本契約を解除することができる。 4 入居者は、前項に基づき本契約を解除した場合、事業者に損害が生じても、何らこれを賠償する責任を負わない。	
事業主体から解約を求める場合	解約条項	入居契約 第35条に記載通り
	解約予告期間	なし
入居者からの解約予告期間	少なくとも解除日の30日前	
体験入居の内容	1 あり （期間：6泊7日を限度とする。 費用：費用 1泊2日（3食、間食付）11,000円（税込） その他費用（オムツ代・日用雑貨品等、実費） 2 なし	
入居定員	48人	
その他		

5. 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）。

（職種別の職員数）

	職員数（実人数）			常勤換算人数 ※1※2
	合計			
		常勤	非常勤	
管理者	1	1	0	1.0
生活相談員	1	1	0	1.0
直接処遇職員	20	19	1	19.8
介護職員	17	17	0	17.0
看護職員	3	2	1	2.8
機能訓練指導員	1	0	1	0.1
計画作成担当者	1	1	0	1.0
栄養士	—	—	—	委託SOMPOケアフーズ株式会社
調理員	—	—	—	委託SOMPOケアフーズ株式会社
事務員	0	0	0	—
その他職員	2	0	2	—
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数※2				
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。				
※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。				

（資格を有している介護職員の人数）

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士	1	1	0
介護福祉士	10	10	0
実務者研修の修了者	3	3	0
初任者研修の修了者	1	1	0
介護支援専門員	0	0	0

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	1	0	1
理学療法士	0	0	0
作業療法士	0	0	0
言語聴覚士	0	0	0
柔道整復師	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (16 時～ 10 時)		
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	0 人	0 人
介護職員	2 人	2 人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	a 1.5 : 1 以上 b 2 : 1 以上 c 2.5 : 1 以上 ☐ d 3 : 1 以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	2.3 : 1
※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択		
外部サービス利用型特定施設である 有料老人ホームの介護サービス提供 体制 (外部サービス利用型特定施設 以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務		1 あり		2 なし					
	業務に係る資格等	1 あり								
		資格等の名称	介護福祉士							
		2 なし								
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
前年度1年間の退職者数	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0
応じた業務に従事した経験年数に 業務に従事した職員の人数	1年未満	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	1年以上	1	0	6	0	0	0	0	0	0
	3年未満									
	3年以上	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	5年未満									
	5年以上	1	0	5	0	1	0	0	0	0
	10年未満									
	10年以上	0	1	2	0	0	0	0	1	1
従業者の健康診断の実施状況				1 あり		2 なし				

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】	1 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式 【表示事項】	1 全額前払い方式	
	2 一部前払い・一部月払い方式	
	3 月払い方式	
	4 選択方式 ※該当する方式を全て選択	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式
年齢に応じた金額設定	1 あり 2 なし	
要介護状態に応じた金額設定	1 あり 2 なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	1 減額なし 2 日割り計算で減額 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額	

利用料金の改定	条件	事業者は、費用の改定にあたって、所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数および人件費等を勘案
	手続き	運営懇談会において説明し、その意見を聴いて行うものとする

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

		プラン 1	プラン 2
入居者の状況	要介護度	-	
	年齢	-	歳
居室の状況	床面積	18.00 m ²	m ²
	便所	1 有 2 無	1 有 2 無
	浴室	1 有 2 無	1 有 2 無
	台所	1 有 2 無	1 有 2 無
入居時点で必要な費用	前払金	0 円	円
	敷金	0 円	円
月額費用の合計 (30 日の場合・税込)		190,460 円	円
家賃		108,000 円	円
サービス費用	特定施設入居者生活介護※1の費用		別紙参照
	介護保険外※2	食費 (30 日の場合・税込)	43,740 円
		管理費 (税込)	38,720 円
		介護費用	—
		光熱水費	実費
		その他	—

※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。

※2 有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない）

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	支払地代家賃額、修繕費、管理事務費等を考慮し、近隣の同業種の家賃額も勘案して設定
敷金	-
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
管理費	共用部分の水道光熱費、事務経費、衛生管理費、保守管理費等
食費	43,740円(税込)(1人あたり/30日の場合) 食費に含まれるサービス：献立、栄養管理、調理配膳、食事サービス全般等。外泊、入院等で不在の場合、5日前までに申し出た場合に限り、不在日数に応じて食材費(朝・昼・夕のいずれか摂れば請求)を返金します。 食材費：780円〔朝食200円、昼食300円、夕食280円〕(税抜) 厨房管理費：570円(税抜) 有料老人ホームにおける食費(飲食料品の提供の対価)に係る消費税については、「1食あたり670円以下」かつ「1日あたり累計額2,010円以下」の場合(何れも厨房管理費を含む)に、軽減税率(8%)の対象となります。また、税込価格は、1か月間の税抜価格を合計した後に消費税を乗算して算出します。
光熱水費等	共用部分は、管理費に含む。個人居室の電気料金(37.4円(税込)/kwh)については実費負担。また、各居室でのテレビ設置による放送受信料、固定電話設置による電話代においても実費となる。 ※入居者が設置したテレビに係るNHK等の受信料負担の取扱いについて明記すること。
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	自立・要支援の方の費用：3,300円/日(税込)

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乘せサービス)	なし
※介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠	
想定居住期間 (償却年月数)	
償却の開始日	
想定居住期間を超えて契約する場合に備えて受領する額 (初期償却額)	
初期償却率	
返 還 金 の 算定方法	入居後 3 月以内の契約終了
	入居後 3 月を超えた契約終了
前 払 金 の 保全先	1 連帯保証を行う銀行等の名称
	2 信託契約を行う信託会社等の名称
	3 保証保険を行う保険会社の名称
	4 全国有料老人ホーム協会
	5 その他 (名称 :)

7. 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居後の人数)

性別	男性	7 人
	女性	39 人
年齢別	65 歳未満	0 人
	65 歳以上 75 歳未満	1 人
	75 歳以上 85 歳未満	2 人
	85 歳以上	43 人
要 介 護 度 別	自立	0 人
	要支援 1	0 人
	要支援 2	0 人
	要介護 1	6 人
	要介護 2	13 人
	要介護 3	10 人
	要介護 4	14 人
	要介護 5	3 人
入 居 期 間 別	6 か月未満	4 人
	6 か月以上 1 年未満	3 人
	1 年以上 5 年未満	23 人
	5 年以上 10 年未満	13 人
	10 年以上 15 年未満	1 人
	15 年以上	2 人

(入居者の属性)

平均年齢	91.0 歳
入居者数の合計	46 人
入居率※	95.8%
※入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。	

(前年度における退去者の状況)

退 去 先 別 の人数	自宅等	1 人
	社会福祉施設	0 人
	医療機関	3 人
	死亡者	6 人
	その他	1 人
生 前 解 約 の状況	施設側の申し出	0 人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	5 人
		(解約事由の例) 医療機関への転居等

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況) ※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

① 窓口の名称		S O M P O ケア株式会社 お客様相談窓口
電話番号		0120-65-1192
対応している時間	平日	9:00～18:00
	土曜	定休日
	日曜・祝日	定休日
定休日		土日祝日、年末年始は定休日です。この際は事業所にご連絡ください。
② 窓口の名称		そんぽの家 武庫之荘 (生活相談員) またはご意見・ご要望カード
電話番号		06-6431-2194
対応している時間	平日	9:00～18:00
	土曜	9:00～18:00
	日曜・祝日	9:00～18:00
定休日		なし

③ 窓口の名称		尼崎市健康福祉局 福祉部 法人指導課 介護事業所指定担当
電話番号		06-6489-6143
対応している時間 定休日	平日	9:00～17:00
	土曜	定休日
	日曜・祝日	定休日
定休日		
④ 窓口の名称		兵庫県国民健康保険団体連合会
電話番号		078-332-5617
対応している時間 定休日	平日	8:45～17:15
	土曜	定休日
	日曜・祝日	定休日
定休日		国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 1 月 2 日・3 日・12 月 29 日・30 日・31 日を除く
⑤ 窓口の名称		
電話番号		
対応している時間 定休日	平日	
	土曜	
	日曜・祝日	
定休日		

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償保険の加入状況	1 あり	(その内容) 福祉事業者賠償責任保険 (損害保険ジャパン株式会社)
	2 なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	1 あり	(その内容)
	2 なし	
事故対応及びその予防のための指針	1 あり	2 なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	実施日	2008 年 10 月
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開 ☒ 2 入居希望者に交付 3 公開していない
管理規程	1 入居希望者に公開 ☒ 2 入居希望者に交付 3 公開していない
事業収支計画書	☒ 1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の要旨	☒ 1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の原本	☒ 1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない

10. その他

運営懇談会	☒ 1 あり	(開催頻度) 年 2 回
	2 なし	
	1 代替措置あり	(内容)
	2 代替措置なし	
提携ホームへの移行 【表示事項】	1 あり (提携ホーム名 :) ☒ 2 なし	
有料老人ホーム設置 時の老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する 届出	☒ 1 あり 2 なし 3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の 居住の安定確保に関する法律第 23 条の規定により、届出が不要	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律第 5 条第 1 項に規定す るサービス付き高齢 者向け住宅の登録	1 あり ☒ 2 なし	

尼崎市有料老人ホーム設置運営指導指針 「第4章 規模及び構造設備」に合致しない事項	1 あり 2 なし
合致しない事項がある場合の内容	
「第5章 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	1 適合している（代替措置） 2 適合している（将来の改善計画） 3 適合していない
尼崎市有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項	なし
不適合事項がある場合の内容	

添付書類：別紙：特定施設入居者生活介護の費用

別添1（別の実施する介護サービス一覧表）

別添2（個別選択による介護サービス一覧表）

※ _____様

説明年月日 年 月 日

説明者署名 _____

※ 契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別紙（特定施設入居者生活介護の費用）

1. 適用される地域区分および地域単価

適用される 地域区分	5級地	（地域単価）	10.45
---------------	-----	--------	-------

2. 特定施設入居者生活介護費（1か月30日、金額の目安）

2024/6/1現在

要介護認定	介護給付費 （単位/日）	介護給付費の 額（円/日）	介護給付費の目 安（円/30日）	自己負担額（円/30日）		
				（1割）	（2割）	（3割）
要介護1	542単位	5,663円	169,917円	16,992円	33,984円	50,976円
要介護2	609単位	6,364円	190,921円	19,093円	38,185円	57,277円
要介護3	679単位	7,095円	212,866円	21,287円	42,574円	63,860円
要介護4	744単位	7,774円	233,244円	23,325円	46,649円	69,974円
要介護5	813単位	8,495円	254,875円	25,488円	50,975円	76,463円

3. 加算給付費

(非課税)

加 算 内 容	届出	介護給付費 (単位)	介護給付費の 額 (円)	介護給付費の目 安 (円・30日)	自己負担額 (円・30日)		
					(1割)	(2割)	(3割)
入 居 継 続 支 援 加 算	(Ⅱ)	22単位 /日	229円 /日	6,897円 /30日	690円	1,380円	2,070円
生 活 機 能 向 上 連 携 加 算	無	－ /月	－ /月	－ /月	－	－	－
個 別 機 能 訓 練 加 算 (Ⅰ)	無	－ /日	－ /日	－ /30日	－	－	－
個 別 機 能 訓 練 加 算 (Ⅱ)	無	－ /月	－ /月	－ /月	－	－	－
A D L 維 持 等 加 算	(Ⅰ)	30単位 /月	313円 /月	313円 /月	32円	63円	94円
夜 間 看 護 体 制 加 算	(Ⅱ)	9単位 /日	94円 /日	2,821円 /30日	283円	565円	847円
若 年 性 認 知 症 入 居 者 受 入 加 算	有	120単位 /日	1,254円 /日	37,620円 /30日	3,762円	7,524円	11,286円
認 知 症 専 門 ケ ア 加 算	無	－ /日	－ /日	－ /30日	－	－	－
協力医療機関連携加算 (1) ※	－	100単位 /月	1,045円 /月	1,045円 /月	105円	209円	314円
協力医療機関連携加算 (2)	－	40単位 /月	418円 /月	418円 /月	42円	84円	126円
口 腔 ・ 栄 養 ス ク リ ー ニ ン グ 加 算	－	20単位 /回	209円 /回	209円 /回	21円	42円	63円
退 院 ・ 退 所 時 連 携 加 算	－	30単位 /日	313円 /日	9,405円 /30日	941円	1,881円	2,822円
退 居 時 情 報 提 供 加 算	－	250単位 /回	2,612円 /回	2,612円 /回	262円	523円	784円
科学的介護推進体制加算	有	40単位 /月	418円 /月	418円 /月	42円	84円	126円
看取り介護 加算	(Ⅰ)	① 死亡日以前31日以上45日以下	72単位 /日	752円 /日	76円	151円	226円
		② 死亡日以前4日以上30日以下	144単位 /日	1,504円 /日	151円	301円	452円
		③ 死亡日以前2日または3日	680単位 /日	7,106円 /日	711円	1,422円	2,132円
		④ 死亡日	1,280単位 /日	13,376円 /日	1,338円	2,676円	4,013円
高齢者施設等感染対策向上加算	無	－ /月	－ /月	－ /月	－	－	－
新興感染症等施設療養費	－	240単位 /日	2,508円 /日	2,508円 /30日	251円	502円	753円
生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)	100単位 /月	1,045円 /月	1,045円 /月	105円	209円	314円
サービス提供体制強化加算	無	－ /日	－ /日	－ /30日	－	－	－
介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)	(介護予防) 特定施設単位数+加算単位数 × 12.8% × 地域区分単価					
人員基準欠如に該当する場合	無	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合、所定単位数×70%					
身体拘束廃止未実施減算	基準型	運営項目に違反した場合、所定単位数×10%の減算					
高齢者虐待防止措置未実施減算	基準型	運営項目に違反した場合、所定単位数×1%の減算					
業務継続計画未策定減算	基準型	運営項目に違反した場合、所定単位数×3%の減算					

※相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合

【自己負担額の計算方法】

- ① 介護給付費の目安 (30日) : 介護給付費 (単位/日) × (地域単価) × (利用日数) …ア (小数点切り捨て)
- ② 法定代理受領分 : ア × (1-介護保険被保険者証に記載された負担割合) …イ (小数点切り捨て)
- ③ 自己負担分 : アーイ

別添1 事業主体が尼崎市内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類			事業所の名称	所在地
<居宅サービス>				
訪問介護	あり	なし		
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし		
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし		
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし		
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし	別紙参照	
福祉用具貸与	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
<地域密着型サービス>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし		
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし		
<介護予防サービス>				
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	別紙参照	
介護予防福祉用具貸与	あり	なし		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし		
<地域密着型介護予防サービス>				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
介護予防支援	あり	なし		
<介護保険施設>				
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		
介護医療院	あり	なし		

事業所一覧

サービス	事業所番号										所在地
	事業所名										
(介護予防) 特定施設 入居者生活介護	2	8	7	3	0	0	2	4	7	7	〒661-0951 兵庫県尼崎市田能 5 丁目 1-28
	そんぽの家 尼崎田能										
特定施設入居者生活介護	2	8	7	3	0	0	4	5	7	2	〒661-0046 兵庫県尼崎市常松 1 丁目 22-3
	そんぽの家 武庫之荘										

介護サービス等の一覧表①

2022/10/1現在

要介護認定区分	自立		要支援 1		要支援 2	
サービスの分類	自立・要支援介護費、 前払金及び月額利用料 に含むサービス	その都度徴収する サービス	自立・要支援介護費、 前払金及び月額利用料 に含むサービス	その都度徴収する サービス	自立・要支援介護費、 前払金及び月額利用料 に含むサービス	その都度徴収する サービス
<介護サービス>						
○巡回						
昼間 9:00 ～18:00	－	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
夜間 18:00～9:00	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○食事介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○排泄						
排泄介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
おむつ交換	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
おむつ代	－	実費／持込	－	実費／持込	－	実費／持込
○入浴	浴室使用週2回	希望による週3回目からの 援助実施は別料金※ 1	週2回	希望による週3回目からの 援助実施は別料金※ 1	週2回	希望による週3回目からの 援助実施は別料金※ 1
一般浴介助	状態に応じて※4		週2回		週2回	
清拭	状態に応じて※4		未入浴時 状態に応じて※4		未入浴時 状態に応じて※4	
特浴介助	－		－		－	
○身辺介助						
体位交換	－	－	－	－	－	－
居室からの移動	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
衣類の着脱	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
身だしなみ介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
行動障害対応※2	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○機能訓練	－	別料金※1	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○通院の介助						
協力医療機関	－	別料金※1	付添	－	付添	－
協力医療機関以外	－		－	別料金※1	－	別料金※1
○緊急時対応						
ナースコール	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
緊急搬送	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
<生活サービス>						
○家事						
清掃（居室）	週1回	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1
洗濯	週1回	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1
リネン交換	週1回	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1
洗濯（業者依頼分）	－	実費	－	実費	－	実費
○理美容	－	実費	－	実費	－	実費
○代行						
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1
役所手続き	－	別料金※1	－	別料金※1	－	別料金※1
○日用雑貨費用	－	実費	－	実費	－	実費
<健康管理サービス>						
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担
○健康相談	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
○生活指導	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
○医師の往診	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担
○服薬	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3
<入退院時、入院中のサービス>						
○医療費	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担
○移送サービス	－	実費	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は実費	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は実費
○入院中の生活援助	－	別料金※1	－	別料金※1	－	別料金※1
<その他のサービス>						
アクティビティ、その他サービス						
ホームが一律に提供する場合	－	実費	必要に応じて付添援助	実費	必要に応じて付添援助	実費
入居者の希望またはホームが参加者を募集して提供する場合	－	実費	－	※5	－	※5

※1 ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯（日中：8～18時、夜朝：6～8時及び18～22時、深夜：22～6時）により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。

【15分の場合】 日中：1,540円 夜朝：1,925円 深夜：2,310円、【30分の場合】 日中：2,475円 夜朝：3,093円 深夜：3,712円、【以降30分】 日中：2,475円 夜朝：3,093円 深夜：3,712円、【240～480分の場合】 日中：1,100円 夜朝：1,375円 深夜：1,650円（すべて税込の金額）。

※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。

※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「（介護予防）特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

※4 ケアプラン（特定施設入居者生活介護計画書）の内容に基づき、サービスを実施します。

※5 ①実費（参加費、交通費、材料費等）、②付添援助（※1に定める別料金）等、事前に参加費のご案内をいたします。

介護サービス等の一覧表②

2022/10/1現在

要介護認定区分	要介護 1		要介護 2		要介護 3	
サービスの分類	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス
<介護サービス>						
○巡回						
昼間 9:00～18:00	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
夜間 18:00～9:00	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○食事介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○排泄						
排泄介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
おむつ交換	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
おむつ代	－	実費／持込	－	実費／持込	－	実費／持込
○入浴	週2回	希望による週3回目からの 援助実施は別料金※1	週2回	希望による週3回目からの 援助実施は別料金※1	週2回	希望による週3回目からの 援助実施は別料金※1
一般浴介助	週2回		週2回		週2回	
清拭	未入浴時 状態に応じて※4		未入浴時 状態に応じて※4		未入浴時 状態に応じて※4	
特浴介助	－		－		状態に応じて※4	
○身辺介助						
体位交換	－	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
居室からの移動	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
衣類の着脱	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
身だしなみ介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
行動障害対応※2	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○機能訓練	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○通院の介助						
協力医療機関	付添	－	付添	－	付添	－
協力医療機関以外	－	別料金※1	－	別料金※1	－	別料金※1
○緊急時対応						
ナースコール	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
緊急搬送	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
<生活サービス>						
○家事						
清掃（居室）	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1
洗濯	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1
リネン交換	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1
洗濯（業者依頼分）	－	実費	－	実費	－	実費
○理美容	－	実費	－	実費	－	実費
○代行						
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1
役所手続き	－	別料金※1	－	別料金※1	－	別料金※1
○日用雑貨費用	－	実費	－	実費	－	実費
<健康管理サービス>						
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担
○健康相談	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
○生活指導	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
○医師の往診	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担
○服薬	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3
<入退院時、入院中のサービス>						
○医療費	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担
○移送サービス	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送サービス は、上記の緊急時対応として 行います。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送サービス は、上記の緊急時対応として 行います。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送 サービスは、上記の緊急時 対応として行います。	協力医療機関以外は 実費
○入院中の生活援助	－	別料金※1	－	別料金※1	－	別料金※1
<その他のサービス>						
アクティビティ、その他サービス						
ホームが一律に提供する場合	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費
入居者の希望またはホームが参 加者を募集して提供する場合	－	※5	－	※5	－	※5

※1 ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯（日中：8～18時、夜朝：6～8時 及び 18～22時、深夜：22～6時）により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。
【15分の場合】 日中：1,540円 夜朝：1,925円 深夜：2,310円、【30分の場合】 日中：2,475円 夜朝：3,093円 深夜：3,712円、【以降30分】 日中：2,475円 夜朝：3,093円 深夜：3,712円、【240～480分の場合】 日中：1,100円 夜朝：1,375円 深夜：1,650円（すべて税込の金額）。

※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。

※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「（介護予防）特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

※4 ケアプラン（特定施設入居者生活介護計画書）の内容に基づき、サービスを実施します。

※5 ①実費（参加費、交通費、材料費等）、②付添援助（※1に定める別料金）等、事前に参加費のご案内をいたします。

介護サービス等の一覧表③

2022/10/1現在

要介護認定区分	要介護 4		要介護 5	
サービスの分類	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス
<介護サービス>				
○巡回				
昼間 9:00～18:00	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
夜間 18:00～9:00	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○食事介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○排泄				
排泄介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
おむつ交換	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
おむつ代	－	実費／持込	－	実費／持込
○入浴	週2回	希望による週3回目からの 援助実施は別料金※ 1	週2回	希望による週3回目からの 援助実施は別料金※ 1
一般浴介助	週2回		週2回	
清拭	未入浴時 状態に応じて※4		未入浴時 状態に応じて※4	
特浴介助	状態に応じて※4		状態に応じて※4	
○身辺介助				
体位交換	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
居室からの移動	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
衣類の着脱	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
身だしなみ介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
行動障害対応※2	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○機能訓練	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○通院の介助				
協力医療機関	付添	－	付添	－
協力医療機関以外	－	別料金※1	－	別料金※1
○緊急時対応				
ナースコール	適宜対応	－	適宜対応	－
緊急搬送	適宜対応	－	適宜対応	－
<生活サービス>				
○家事				
清掃（居室）	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1
洗濯	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1
リネン交換	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1
洗濯（業者依頼分）	－	実費	－	実費
○理美容	－	実費	－	実費
○代行				
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1
役所手続き	－	別料金※1	－	別料金※1
○日用雑貨費用	－	実費	－	実費
<健康管理サービス>				
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担
○健康相談	適宜対応	－	適宜対応	－
○生活指導	適宜対応	－	適宜対応	－
○医師の往診	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担
○服薬	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3
<入退院時、入院中のサービス>				
○医療費	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担
○移送サービス	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は 実費
○入院中の生活援助	－	別料金※1	－	別料金※1
<その他のサービス>				
アクティビティ、その他サービス				
ホームが一律に提供する場合	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費
入居者の希望またはホームが参加者を募集して提供する場合	－	※5	－	※5

※1 ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯（日中：8～18時、夜朝：6～8時 及び 18～22時、深夜：22～6時）により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。
【15分の場合】 日中：1,540円 夜朝：1,925円 深夜：2,310円、【30分の場合】 日中：2,475円 夜朝：3,093円 深夜：3,712円、【以降30分】 日中：2,475円 夜朝：3,093円 深夜：3,712円、【240～480分の場合】 日中：1,100円 夜朝：1,375円 深夜：1,650円（すべて税込の金額）。

※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。

※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「（介護予防）特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

※4 ケアプラン（特定施設入居者生活介護計画書）の内容に基づき、サービスを実施します。

※5 ①実費（参加費、交通費、材料費等）、②付添援助（※1に定める別料金）等、事前に参加費のご案内をいたします。